

居住者名簿の作成に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、共同生活の秩序維持に関する細則 第8条に基づき、区分所有者および占有者（以下「居住者等」という。）の居住者名簿の作成、運用、保管に関し、必要な事項を定める。

(居住者名簿の作成および更新)

第2条 理事長は、前条の居住者名簿を取りまとめて居住者名簿（台帳）を作成する。

2 理事長は、前項により作成した居住者名簿（台帳）を更新する必要があると判断したときは、理事会の決議を経て、居住者等に再調査することができる。

(居住者名簿への掲載事項)

第3条 居住者等名簿に掲載する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 住戸番号
- (2) 区分所有者の氏名
- (3) 占有者（賃借人）氏名
- (4) 入居年月日
- (5) 区分所有者の連絡先（住宅を貸与している場合の連絡先住所、電話）
- (6) 居住者全員の氏名、続柄、年齢区分（乳幼児・未成年・成人・高齢者）
- (7) 各居住者の緊急連絡先（勤務先名等、電話番号、携帯電話）
- (8) 居住者以外の緊急連絡先（親族等）、玄関ドア鍵の預け先
- (9) 特記事項：災害発生時に自力で避難することが困難な居住者（乳幼児を除く）の有無、病気等で自宅療養中の場合は、かかりつけの病院・医師名など

2 前項第(2)号については、その住宅の区分所有者の氏名を記入、居住者が賃借入の場合も貸主の区分所有者名を記載する。

3 前項第(5)号については、居住者が賃借人の場合、区分所有者の住所、連絡先を記載する。居住者が区分所有者の場合は記載不要

4 記載した居住者名簿は、封筒に密閉し、管理事務所で担当職員に直接手渡すこと。

(居住者名簿の利用目的)

第4条 理事長は、第2条により作成した居住者名簿を次の各号に掲げる目的のために利用するものとし、他の目的に利用してはならないものとする。

- (1) 災害発生時における住居者の安全確認と連絡
- (2) その他理事長が理事会の決議を経て必要と判断した業務の遂行

(居住者名簿の管理及び保管)

第5条 理事長は、居住者名簿の原本を、管理事務所に設置されている書庫等に施錠のうえ厳重に保管管理するものとする。

2 居住者名簿に掲載された個人情報を知り得た理事長およびその他の者は、この細則に定められた事項を順守するとともに、居住者の個人情報およびプライバシー情報を第三者に漏らしてはならない。

3 居住者名簿は、機密保持および名簿の流出を防ぐために、その写しは作成しないものとする。

(名簿の閲覧)

第6条 第4条に規定する目的のため名簿を閲覧する必要がある場合は、理事等及び組合職員は理事長の許可を得て閲覧するものとする。

2 理事長は、区分所有者または利害関係人、若しくは警察等の公的機関の理由を付した書面による閲覧請求があった場合は、理事会の決議を経て閲覧させることができる。ただし、閲覧を拒否する正当な理由がある場合は、閲覧を拒否することができる。

3 理事長は、前項に掲げるほか、災害等の発生および法令の定めがある場合にはその定めに従い、居住者等名簿を閲覧に付すことが居住者等の利益に資すると判断したときは、理事会の決議を経て居住者名簿を閲覧させることができる。

4 理事長は、第2項、第3項の閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

5 第2項の閲覧に供する居住者等名簿は、居住者の氏名および緊急連絡先のみを記載したものである。ただし、警察等の公的機関からの閲覧請求の場合は、居住者等名簿に記載されている事項を閲覧させることができる。

6 第1項、第2項および第3項により居住者等名簿を閲覧した者は、閲覧の目的以外にこれを利用してはならない。

7 名簿の閲覧を許可したときは、日時、閲覧者名、閲覧目的を記載した記録を作成する。

8 名簿閲覧の際は、理事長が指名する理事または組合職員が立ち会うものとする。

9 名簿閲覧に際してはメモ書き程度とし、コピー、カメラ撮影等の使用を禁止する。

(規定外事項)

第7条 この細則に定めのない事項については、規約または他の細則の定めるところによる。

(細則の改廃)

第8条 この細則の改廃は、総会の決議によるものとする。

<附 則>

この細則は、平成21年6月1日から施行する。

<附 則>

2. この細則の一部改正は、平成22年6月1日から施行する。

居住者名簿

平成 年 月 日提出

棟・室番号	棟 号室	電話番号	()					
区分所有者	氏名							
入居年月日	昭和 年 月 日 平成							
賃借人(占有者)氏名	氏名							
区分所有者の連絡先 (賃貸入居した場合)	住所 (〒 -) ☎ ()							
入居世帯の状況	(フリガナ) 氏名	続柄	年齢区分*	緊急連絡先 (先・名) ☎ 電話・ 帯電話				
			乳幼児		6歳以下	2歳以下	65歳以下	8歳以上
					19歳	64歳	79歳	
事	* 入居者の有 有 し * の場合 の ・ ()							
の緊急連絡先 *同居者以外	氏名 (続柄)							
	☎ ()							
	氏名 (続柄)							
	☎ ()							

*年齢区分 入 連絡先 入
 入 入 し 管理組合事 所 提出し
 ・ の の緊急事 の の し
 人 事 入 の 管理 管し